

令和4年第3回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和4年9月12日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和4年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○出席委員（10名）

委員長 沢田 広志 君
委員 多比良 和伸 君
武田 真 君
飯澤 明彦 君
辻 勲 君

副委員長 中道 博武 君
委員 佐々木 政幸 君
増山 裕司 君
増井 浩一 君
小黒 弘 君
(議長 水島 美喜子)

○欠席委員（1名）

北谷 文夫 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡 雅文
教育長 高橋 豊
砂川市監査委員 栗井 久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 湯浅 克己
総務部 部長 井上 守
兼 会計管理
総務部 審議 監長 安原 雄二
兼 DX推進課
総務課 課長 板垣 喬博
総務課 副審議 監 齊藤 史憲

市長公室課長	小島武史
政策調整課長	玉川晴久
会計課長	堀田一茂
市民部長	河原希之
市民生活課長	伊藤修一
税務課長	江末孝一
保健福祉部長	安田貢
社会福祉課長	三橋真樹
兼子ども通園センター所長	
介護福祉課長	岡康裕
ふれあいセンター所長	佐藤哲朗
経済部長	中村久人
経済部審議監	東正
商工労働観光課長	奥山雅喜
商工労働観光課副審議監	櫻田哲也
農政課長	野田勉
開発推進課長	畠山秀樹
建設部長	近藤恭史
土木課長	金泉敏博
土木課副審議監	岩崎賢一
建築住宅課長	斉藤隆史
病院事務局局長	朝日紀博
兼附属看護専門学校事務管理者	
病院事務局次長	山田基
兼医師診療支援室副審議監	
兼附属看護専門学校副審議監	
病院事務局審議監	渋谷和彦
兼経営企画課長	
管理課長	為国泰朗
管理課技術長	大内文雄
管理課副審議監	和田忠成
医事課長	倉島久徳
地域医療連携課長	
兼訪問看護ステーション副審議監	堀下直樹
兼がん相談支援センター副センター長	
教育研修センター副センター長	森田康晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長	峯 田 和 興
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	
指 導 参 事	小 林 晃 彦
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏
学 務 課 長	是 枝 貴 裕
学 校 再 編 課 長	作 田 哲 也
社 会 教 育 課 長	安 武 浩 美
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
公 民 館 長	谷 口 昭 博
兼 函 書 館 長	

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井 上 守
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	板 垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	野 田 勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開会 午前10時47分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には沢田広志委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午前10時48分

〔委員長 沢田広志君 着席〕

再開 午前10時48分

○委員長 沢田広志君 お諮りします。

本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○委員長 沢田広志君 再開いたします。

議事に入る前に本委員会には北谷文夫委員が欠席していますので、ご報告申し上げます。

◎開議宣告

○委員長 沢田広志君 直ちに議事に入ります。

○委員長 沢田広志君 本委員会に付託されました議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和4年度砂川市介護保険特別会計補正予算の3件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。
18ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、20ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項林業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、22ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑はありませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 飲食業限定のプレミアム商品券ということで、今も私も使用中なのですが、続けてというのは飲食業が大変だということなのか、ここにこれを事業補助金としてやろうとしたその根拠というか、理由というか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 このたびの補正の理由につきましては、まず国の令和3年度補正予算の地方創生臨時交付金を活用するものであり、コロナ禍における経済対策に軸足を置いたものとして提案をさせていただいているところであります。現在会議所、金融機関などの関係団体との情報交換、事業者訪問を継続的に行っておりますが、コロナの影響だけを見ると飲食店以外の産業はおおむね回復基調にあると言われております。飲食店につきましては、まん延防止等重点措置が終了した3月21日以降も市内における感染が拡大し、最近では第7波の急拡大により、主に職場単位などの大人数での会食が引き続き行われていないなど大きな影響を受けているというのが会議所、金融機関等の関係団体と意見が一致しているところであります。2回目の飲食業限定プレミアム商品券を行うことで飲食店の売上げ、市内経済の早期回復につなげていきたい、そのように考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒委員。

○小黒 弘委員 先ほどは第2弾としての年末に向けたという説明があったのですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 このたびの提案は、6月議会において議決いただきました飲食業限定プレミアム商品券発行事業補助金と同じ額で、ほぼ同じ内容で第2弾として実施するものです。販売日時につきましては10月8日土曜日、地域交流センターゆうで考えております。利用期間につきましては、10月8日から12月31日までを考えているところです。

〔「もう終わり。何かプレミアム率だとかなんとかって細かいことは出

ないのですか」との声あり]

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 言葉足らずで申し訳ございません。今回の事業主体は、これまで同様商工会議所、北観協砂川支部、社交飲食協会、砂川市の4者による共催事業としており、プレミアム率は50%、スナック、バー専用券につきましては60%、販売額については5,000円、発行額面については、全店舗共通券については7,500円、スナック、バー専用券につきましては8,000円としております。発行部数につきましては、こちらも前回と同じ3,300セット、全店舗共通券が3,000セット、スナック、バー専用券が300セットとしております。販売数につきましても1人当たり5セットを限度としたいと考えています。店舗の参加資格につきましては、市内の店舗であること、店内飲食をメインとしていること、北海道の第三者認証を受けた飲食店のみと考えているところです。

以上であります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も前回買っているのですけれども、こんなに続いてしまって大丈夫なのかと正直思うのですけれども、今使っているのが10月31日までの、併せて普通のプレミアム商品券も10月31日まであって、その効果的なこととお伺いしたいのですけれども、前回の飲食業の限定の関係なのですが、売行きは早めに売れているのかどうか、買う人も意外と限られているのではないかとも思いますが、これだけ続けてもう第2弾みたいなことになってくると、皆さん買うほうも疲れきりかなという感じもしないでもないで、その辺のところをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 飲食業限定プレミアム商品券ですけれども、令和2年度から行っているのですが、昨年度につきましては補助額が1,087万円に対しまして商品券の換金として2,485万4,000円が換金されています。換金されているということは、市中に2,400万円ほどが回ったということになります。内訳なのですけれども、スナック、バーについては330万円ほど、残り飲食店につきましては2,100万円ほどが回っております。今回6月議会で議決いただいた7月30日から販売している飲食業限定プレミアム商品券につきましても、商品券の売上げについては1,600万円ほどですが、商品券の換金についてはまだ全て、10月末までの利用になっていますので、今後になるのですけれども、およそ2,500万円弱ほどが市内の飲食店に回るであろうと考えています。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、コロナにおける影響において一番打撃を受けており、なお継続して打撃を受けているのが飲食店であると、そのように考えております。物価高騰ですとか、原油高ですとか、資材高騰についての影響は全業種に影響を受けているということで7月の臨時会で提案をさせていただき、議決いただいた

対策を取らせていただいております。ただし、コロナにおいては引き続き飲食店において大きな影響を受けているであろうと考えておりますので、今回第2弾ということで実施したいと考えているところであります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 聞きたいのは、直近のいいのですけれども、販売して結構人気があってすぐ売り切れたという、その状況をお伺いしたいのですけれども。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 今年の7月30日に第1弾ということで販売を開始しております。そのときには3,300セット中2,200セットほどが当日販売されました。1,100セットほどが翌週の月曜日から商工会議所で販売し、8月1日から9日まで販売させていただいております。なお、参考までに昨年度ですけれども、昨年度につきましては10月2日、地域交流センターゆうで販売しておりまして、3,300セット中2,700セットが当日販売になりまして、600セットほど翌週の月曜日、火曜日2日間で会議所が販売をしたという形になっておりまして、若干売れ残りというか、言葉は少し変なのですけれども、当日の販売が昨年度より落ち着いていると7月30日は感じました。今回実施するに当たりまして、市民の皆さんも飲食業限定プレミアム商品券の販売については昨年度、一昨年度よりも慣れてきていると思いますし、あと前回買うことができなかった方も今回買うことができるようになるのではないかと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、24ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑はありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 道路橋梁の修繕工事費について伺いたいのですけれども、橋梁点検については基本的に定期的というか、定例的にやっているとは思いますが、この3橋を急遽やられるのは何か特別な事情があったのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 橋梁点検につきましては、5年に1度の法定点検となっております。今回補正をかけた理由としましては、JRの架かっている3橋につきまして、本来であれば岩見沢の保線区さんで直接保安業務という形を取っていたのですが、今回JRさんで新幹線もしくは退職者も増えたということでJR保線区では直接できないということから、JR本社発注の保安業務という形になります。その際に測量等々、JR本社発注と言いつつも、子会社に下ろす形になりますので、それに必要な書類等の作成等に今回補正金額として上げさせていただいております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 ざっくり聞くと、本来JRがやるべきことをやるのかとも見えるのですが、本来やるのがJRであってということなののでしょうか。そこをあえて市がやるというも見えないところがあるのですけれども、もう少し具体的に根拠等があれば伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 点検自体は市の発注業者さんで行います。その際、目視点検という形で直接橋を見てやるのですが、ただJRに架かっている橋については下で保安業務という形でJRの運行の安全上、き電を止めたりだとか、そういう形がありますので、作業する間の安全性、それを確保するためにその部分だけはJRさんをお願いするという形で、点検自体は市が委託した業者が行う形になります。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、JRが関係する橋梁の点検についてはこれまでもこのような形でやられていたということで理解していいかどうかだけ最後確認したいと思います。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 保安業務については、5年前も同じ形でJRをお願いしてやっているところがございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第3項、河川費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第5項、住宅費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、26ページ、第9款消防費、第1項消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、28ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから16ページまで、質疑はありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 歳入の関係でお伺いするのですけれども、まず9ページの地方創生臨時交付金、先ほどのあった件なのですけれども、この地方創生臨時交付金は今年で何億円でしたか、忘れてしまいましたけれども、結構来ていますよね。そのうちの1,095万8,000円はどういうものなののでしょうか。そこをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 政策調整課長。

○政策調整課長 玉川晴久君 まず、臨時交付金なのですけれども、今回使います1,000万円につきましては令和3年度から繰り越した分となっております。令和3年度から本省繰越しということで1億4,000万円ほど繰り越したわけなのですけれども、それに4月に令和4年度の分として1億200万円ほど来ているのですけれども、そちらの分も合わせて7月の臨時会の財源としてほぼ充当しております。そこで残ったものが3,000万円ほどありまして、今回その分の1,000万円を使いまして、残りはあと1,000万円ほど残っている状態でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 残った分を先ほどのプレミアム商品券に使ったということなのですね。これは年度中にもう一回、あと1,000万円ぐらいあるのですか、それも使っていく予定なのか。国の情報をマスコミなんかで聞いていると、また臨時財政交付金みたいなものが出そうな感じなのですけれども、これは使い切っていくと駄目ということになっていくのかどうかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 本年度の当初の臨時交付金は年度の頭に、4月28日に決まったものが1億200万円ほどありまして、今課長からご説明しましたけれども、令和3年度の繰越事業ということで行ったものが三千数百万円ありまして、それを6月と9月に景気対策分ということで使ってきていますので、現実的には3,000万円を2回使った残り1,000万円ということになってございます。ただ、臨時交付金の事業につきましては7月21日に相当一般財源も投じながらやってきておりますので、一般財源分が赤字といいますか、それも持ち出した中で事業を今継続しております。でございますので、このままいけばそういったものの中の振替をしながら臨時交付金事業を平らにしていくということにはなってきます。

今ご質問の国で6,000億円ほどの臨時交付金を積みたいという情報がありますので、そういうものがまた出てくれば、これから恐らく景気対策というよりも物価高騰対策みたいなものに使わなければならないということになってくると思うのですけれども、そういった事業にどのようなものが充てられるのかというのを精査していかなければならないのと、最初に言った1億200万円の分と3,000万円の分はそれぞれ用途が一定程度限られていまして、景気対策の部分に使えるものについてはそれだけしかないのも、そこを弱者対策というのですか、そういうものには使えなかったということで今一定程度留保をしているという状況ですので、残っているといたしますか、数字上ありますので、これがコロナが終息しないで景気というのですか、外出がまだまだ自粛が続くということであればそういったものにも充てられると。我々は当初、春には、夏には、秋にはという形で何とか終息を願ってはいたのですが、そういう形が終息しないのと、なかなか外出ができてこ

ないので、そういう飲食店の皆さんが困窮されているだろうという想定のもの事業を組んでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 続いて、15ページなのですけれども、諸収入のところ質疑をしたいのですけれども、雑入の中で弁償金というので改良住宅の内部焼損というのですか、弁償金が30万円ほど予算に入っているのですけれども、これはどういうことでの弁償金ということなのかをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 斉藤隆史君 今回の公営住宅の火災の発生に対します原状復旧の工事に対しまして、歳入予算といたしまして全国公営住宅の火災共済機構よりいわゆる火災保険、それから建物の復興建築助成事業ということで2本立てで率にしまして93%相当の保険が適用される場所でありまして、残りの7%につきましては今回雑入として弁償金という形で計上しておりますけれども、今回の火災によりまして入居者につきましては後日亡くなっております。この連帯保証人の方に残りの7%分の金額をご請求いたしまして、ご負担いただけるということで了承を得ておりますので、こちらが弁償金として歳入を見込んでいるところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 条例等を見てこなかったもので、今突然の質疑になるのですけれども、火事を出された方は必ず弁償金という、今でいくと全体の7%というお話でしたけれども、その7%を弁償金として支払わなければならないという決まりがあるのかどうかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 斉藤隆史君 入居されている方、また連帯保証人ということで、債務、主に家賃収入ですとか、あるいは建物の毀損に対する債務、これを負う責任があるのですけれども、今回ご本人が亡くなっていることで保証人に対して連帯してその債務を保証いただいたという形で請求しております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それは先ほど聞いて分かっているのです。ではなくて、何か決まりがきちんとあるのかということです。火事を出した、その出火原因がどうのということによって、例えば本人の責任があるから全体の7%なら7%、そのパーセントも決まっているのかどうかもお伺いしたいのですけれども、そこのところをお伺いしています。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 斉藤隆史君 条例及び規則に基づきまして入居者は建物の毀損に対する債務に責任を負うことになっておりますけれども、基本的には入居者の方が自分の責任によって破損したもの等についてはそれに対する弁償の責任を負うものでございます。ただ、

今回多くの例におきまして、債務者におきましてはもともと低所得の方が入られる住宅ということもありまして、莫大な金額に及びます火災に対する復旧費用に関しては負担することが難しいということで火災保険の適用を歳入としてあてがったところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 7%という根拠はどこにあるのですか。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 斉藤隆史君 7%といたしますのは、火災保険で給付されるのが全体の工事費の93%補填されるということで、たまたま残りが7%であったということでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本来であれば火事をもし出してしまったら、火事を出した方が全額弁償しなければいけない。ただ、今回は事情によってということで、これは状況状況で変わっていくということでのいいのですか。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 斉藤隆史君 いわゆる過失責任ということで火災等の原因にもよってくるのですけれども、本来的には今ご指摘にありましてとおり原因者において負担すべきものであります。現実的には高額な修繕費に關しまして負担することが難しいということから、火災保険の適用に至ったところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 分かりました。

続いて、同じ雑入なのですけれども、金額1万9,000円なのですけれども、多面的機能支払事業費についてお伺いをしたいと思います。この多面的機能支払事業費を返還金として諸収入に入っているのですけれども、この辺の事情というか、内容をお伺いします。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 野田 勉君 多面的機能支払交付金の関係なのですが、これにつきましては既に面積当たり田幾ら、畑幾らということでその地域の方に支払われているものなのですが、ここは砂利採取で農地ではなくなったというところがあります。そこで、その分の面積に対しまして団体から返金をいただいたものでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当に分からないのですけれども、砂利採取をやった。本来農地であるから、最初の段階で多面的機能支払事業費というのが地域に払われた。だけれども、途中で農地でなくなって砂利採取をしたからと、何で私がここまで説明しなければいけないか分からないけれども、砂利採取をすることになって農地ではなくなったので、返してくださいということになるのですか。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 野田 勉君 説明不足で大変申し訳ございません。ここは多面的機能支払交付金ということで田、畑に対しましてその活動に対して幾らということで、単価は細かいので、ここでは割愛させていただきますが、過去からずっと農地ということで支払われていたものがあります。それはそれぞれの活動で使われているものなのですが、令和3年度から砂利採取を行っているところがありまして、そこが面積でいいますと26アール増えました。砂利採取で使われることになりまして、その26アールに対しまして既に支払っておりますので、その分を返金いただいたものでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 多分私の説明で合っていたのですよね。でも、そちらから説明してほしかったです。

それで、これは今砂利採取ということなのですが、1点だけお伺いするのは多面的機能支払事業費、あるいは中山間地の関係は、それぞれ地域に農地で、農地だからこそ国からですか、来て、それを地域に払っていると。でも、それが農地でなくなったときには返さなければならないということになるわけですよね。この多面的機能支払事業費というのは一年一年でそういう、農地なのか、農地でないのか、あるいは地域に支払うのかということを決めていくものなのですか。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 野田 勉君 基本的には5年ごとに契約みたいなものがございまして、そこで決まってくるのですが、本来であれば農地を守るためにつくっている補助金なので、本来はなくなるということはないのですが、諸般の事情によってこのような一時転用で農地ではなくなる場合が時々ございます。そのときに返金が発生するというところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 分かりました。5年間でやっているもののうちの途中で砂利採取になってしまったので、農地ではないから、農地ではないからでいいのですか、その分を返してくださいということなのですね。これは今砂利採取で済んでいるからいいのですけれども、例えば来年あたりで耕作ができなくなってきた、私一般質問していますけれども、つまりもう耕作できなくなってしまったところが出てしまったとすると、同じことがこうやって、その農家の人は返還をしていかなければならないという決まりなのかどうか、ここだけお伺いします。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 野田 勉君 本来であればこの補助金につきましては耕作放棄地を発生しないために使われるものなので、そこはないことが原則ではあるのですが、どうしてもやむを得ない事情があった場合につきましては返金ということが発生することとなります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ以上聞くと一般質問になりそうなので、もう聞きませんけれども、

最後なのですけれども、もしそうだとすると耕作が続いていかないと大変なことになるということですよね。

最後の質問なのですけれども、緊急自然災害防止対策事業債というのが今回計上されていますけれども、いわゆる借金ですけれども、これの内容と、例えば後年度で国からもらえる交付額というか、その算入率あたりも教えてください。

○委員長 沢田広志君 政策調整課長。

○政策調整課長 玉川晴久君 こちらの起債につきましては、交付税の算入率は70%になります。償還年限等につきましては30年の償還になりまして、そのうち5年間は据置期間となっているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これも河川の自然災害によってのことだと思うのですけれども、なかなかこういう場面というのは国からの補助は、災害だったら国から補助が来るのではないかと思うのですけれども、そうではなく起債を借りながらやっていかなければならない状況というのはあるのですか、どうなのですか。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 緊急自然災害防止対策事業債なのですが、本来河川の整備をする際には河川計画を立てた上で整備を進めていくものに対しては補助事業等がございます。ただ、今回のような自然災害で発生したものに対しては、災害という基準の中であれば別なのです。例えば1日に80ミリ以上降っただとか、災害の指定を受ければ補助金等はあるのですが、それ以外については特に補助金等はありませんので、今回の緊急自然災害のものを使って事業を進める形になります。

○委員長 沢田広志君 他にご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和4年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 沢田広志君 以上で本委員会に付託されました第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午前11時28分

委 員 長